

第 7 次広島県保健医療計画の中間見直しについて

1 趣旨

医療計画については、医療法第 30 条の 6 により、在宅医療その他必要な事項について、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することとされている。

このため、令和 2 年度に 3 年目を迎える第 7 次広島県保健医療計画について中間評価を行うとともに必要な見直し*を行う。

※ 令和元年度に取りまとめた「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」及び「医師の確保に関する事項」を除く。

2 国の方針など

- 厚生労働省が設置している「医療計画の見直し等に関する検討会」では、中間見直しに向けて、5 疾病・5 事業及び在宅医療ごとの課題の把握と指標の見直し等が検討されている。
- 中間見直しに当たって、同省から「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（以下「指針等」という。）が一部改正された上で示される予定である。（令和 2 年 3 月下旬予定）

3 現時点で想定される検討事項

(1) 医療計画に記載する事項や指標例等の見直し

指針等の一部改正に伴い新たに必要となる現状把握や課題整理、数値目標の再設定と施策の検討

(2) 二次保健医療圏の見直し検討

中間見直しと合わせて、二次保健医療圏の見直しの必要性について検討

(3) 次期ひろしま高齢者プラン（令和 3～5 年度）との一体的な検討

地域医療構想の推進による在宅医療等の整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保など

4 見直しの手順等

本計画の策定時と同じく、5 疾病・5 事業及び在宅医療や医療従事者の確保等について県地域保健対策協議会に意見を求めるとともに、各圏域の地域保健対策協議会の意見を広島県医療審議会保健医療計画部会に報告いただくことで、地域計画の見直しも必要に応じて行う。

今後、見直しが必要な事項について整理のうえ、医療審議会へ諮問する。

医療審議会	県の諮問を受け、改定案の具体的な検討を保健医療計画部会に依頼。保健医療計画部会で検討された改定案を審議
保健医療計画部会	改定案の具体的な内容の検討と取りまとめ
・県地域保健対策協議会の委員会 ・県が設置する会議等	5 疾病 5 事業及び在宅医療、医療従事者確保等、個別の分野ごとに検討
・各圏域の地域保健対策協議会	圏域ごとの地域計画を検討

5 検討の流れ

詳細は、今後、厚生労働省から示される予定の指針等を踏まえて調整する。

区分	令和2年										令和3年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会							○ 知事からの諮問			答申案の審議 ○			
医療審議会 計画部会	中間見直しの考え方 進捗評価 ●				見直し案 ● (骨子)		見直し案(素案) ●			改定案 ●			
各分野検討	県地对協 県設置会議	必要に応じて各医療分野の見直し案について協議・検討										→	
各圏域検討	圏域地对協	医療圏に関する意見 →				地域計画の評価・見直し →				→			
県	令和元年度までの進捗把握 見直し事項の整理 →												
《高齢者 プラン》	高齢者施策総合推進会議 骨子案の検討 →				計画案の検討 →				プラン確定 →				

参考 第7次広島県保健医療計画の中間見直し 検討体制(案)

